

言語に寛容な社会への試み¹⁾
—フィンランド言語法の改正について—

Toward a Linguistically Tolerant Society :
The revision of the Finnish Language Act

黒田 享

KURODA Susumu

キーワード：言語法、フィンランド、言語政策史、言語権、言語法改正

Key words: Language Act, Finland, history of language policy, linguistic rights,
revision of Language Act

Abstract

Finland is one of the countries that has a “Language Act”. The aim of this article is to take up the revision of the Finnish “Language Act” enacted in 2003. First of all, after taking an overview of the language situation in Finland, the outline of the Finnish language legislation is demonstrated. Next, the importance of investigating the revision process of the “Language Act” from the aspect of the language policy is pointed out. Finally, the relation of the revised “Language Act” to linguistic rights is mentioned.

1. はじめに

フィンランド共和国（以下「フィンランド」）はいわゆる「多言語社会」である。そして、そこで用いられる言語の使用に関しては、一定の法的規制が敷かれている。

具体的なフィンランドにおける言語法制のあり方については第2節以降で詳述するが、その中心的役割を担っているのは「言語法 (Språklag)」である。この法の存在は日本国内でも知られていないわけではない。言語政策関連の文献において言及されることも見られるし、それを中心的に扱う研究論文もある²⁾。

さて、この「言語法」であるが、2003年にフィンランド国会の審議を経て抜本的に改正され、新法が2004年1月1日より施行されている。この改正についてはこれまでフィンランド国外では話題にされることがほとんどなかった。そこで本稿では今回のフィンランドにおける「言語法」改正の概要を紹介し、重要な改正点を二つ取り上げてその意義を論じたい。また、言語政策研究のあり方についての若干の考察も行う。

以下では、まず、フィンランド国内の言語状況について概観した後、これまでに発表されている先行研究を踏まえつつ、フィンランドにおける言語法制の概要を示す。次に、これまでの「言語法」改正の過程を取り上げ、言語政策研究における歴史的アプローチの重要性を指摘する。最後に、いくつかの具体的な条文を基に、今回の「言語法」改正の重要なポイントが言語権保証の仕組みにあることを明らかにし、現代社会における言語政策のコンテキストにおいて、その方向性を位置づける。

2. フィンランド「言語法」の概要

2.1 フィンランドの言語状況

まず、フィンランドの言語法制について論じる前に、その前提となる言語状況について概観したい。

先進工業国の一角を占めるフィンランドは、EU加盟国であることとも相まって、グローバル化する世界の影響を強く受けている。そのため、国内には様々な言語の話者が生活している³⁾。しかし、話者数、あるいは歴史的・文化的背景といった要素から主要言語と見做されうるのはいくつかの言語に限られる。

フィンランドにおける主要言語としてはフィンランド語、スウェーデン語、サーミ語の三言語が挙げられることが多い。フィンランドの人口動態統計についてはフィンラン

ド統計庁 (Finlands statistikcentralen) により発表されている資料⁴⁾が詳しいが、その中では主要言語の話者数についての統計も示されている。

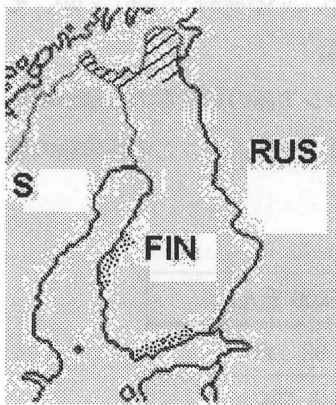
同資料ではフィンランド国内における上述の三言語とロシア語の話者数の数値が明らかにされている。そこでは、フィンランドの総人口約 520 万 6 千人中、この四言語の話者数は以下の通りとされている (2002 年末時点)。

総人口	5206 千人
フィンランド語話者	92.14%
スウェーデン語話者	5.58%
サーミ語話者	0.03%
ロシア語話者	0.64%
その他	1.61%

第1表 フィンランドの総人口と四主要言語の話者数
(フィンランド統計庁資料による)

こうして見ると、フィンランド語話者が圧倒的多数を占めていることがわかる。フィンランド語話者は最も大きいグループを構成し、その総人口に対する比率は90%を超える。第二位のグループであるスウェーデン語話者ですら6%に満たないし、第四位であるサーミ語話者に至ってはフィンランド総人口の0.03%にしかない。なお、主として近代以降にフィンランドに移ってきた住民によって用いられるロシア語は一般的にフィンランドの主要言語とは見做されないことが多いが、話者数の点からはサーミ語よりもはるかに大きなグループを形成している。

ただし、この資料はあくまでフィンランドを全国的に見た場合の統計である。言語状況に関しては個々の地域ごとに極めて大きな差が存在し、全国的には圧倒的多数になるフィンランド語の話者が少数派しか構成しないような地域も見られる。以下に通常フィンランドの主要言語とされるフィンランド語、スウェーデン語、サーミ語の三言語の分布状況を簡単に表す地図を示す。



□ フィンランド語話者多数派地域

▨ スウェーデン語話者多数派地域

▨ サーマ語話者多数派地域

第1図 フィンランドにおける言語分布

この地図で見てとれる通り、スウェーデン語話者は南側、そして西側の沿岸地域とスウェーデン寄りの海上に位置するオーランド島、また、サーミ語はフィンランド最北部においてそれぞれ多数派言語として使用されている。

つまり、フィンランドにおける言語状況は国レベルで見た場合と地域レベルで見た場合の間に大きな違いがあり、かなり複雑な様相を呈しているといえることができるのである。

2.2 フィンランドの言語状況と歴史

このようなフィンランドの言語状況はその歴史によるところが大きい。

下には第2表としてフィンランド史の概要を示した。現在のフィンランドにあたる地域には元来もっぱらフィンランド語話者とサーミ語話者が暮らしていたと考えられている。スウェーデン語話者による植民は先史時代からあったようだが、12世紀頃からフィンランドがスウェーデン王国の支配下に入ることになったことがそれを拡大させたと言えるだろう。この状況は650年あまり続くが、フィンランドは1809年よりロシア帝国の支配下に入り、それが第一次世界大戦が終り、フィンランド共和国が成立するまで続く。

このような、長期間他の言語を用いる人々の支配下にあった歴史的状況が今日のフィンランドにおける多言語状況を導いたことは想像に難くない。

他言語の話者による支配が行われるような状況では、どの言語をコミュニケーションに用いるかが、特に行政面において重要な問題になる。スウェーデン支配下のフィンランドにおいても、一般的に多く見られるように、支配者側の言語であるスウェーデン語が行政における主要言語、すなわち「公用語⁵⁾」であった。ただし、フィンランドにお

いて特徴的なことは、1809年以降にロシアが支配者になった後も、公用語としてはロシア語に並んでスウェーデン語がかなり広範囲にわたって併用されていたことである。

1863年にはロシア皇帝が発布した言語令によりフィンランド語にも公用語としての役割が与えられるようになったが、しばらくの間はスウェーデン語・ロシア語の公用語としての優位性は保たれたようである。また、行政以外の場においても、共和国の成立まではフィンランド社会においてスウェーデン語は主要言語としての役割を果たしていたようである⁶⁾。フィンランド語が主要言語になるのはもっぱら共和国建国後である。

1150年頃	スウェーデン支配に入る スウェーデン語話者の入植
1808～1809年	スウェーデン・ロシア間の戦争
1809年	フィンランド大公国（ロシア帝国支配下）成立
1863年	アレクサンドルII世による言語令発布
1919年	フィンランド共和国建国

第2表 フィンランド史概略

2.3 フィンランドの言語法制

ここでフィンランドの言語法制の概要に触れることにしたい。冒頭でも述べたように、フィンランドの言語法制の根幹を成すのは「言語法」であるが、ここでは言語法制の全体像を大まかに示すことにしよう。

フィンランドにおける言語に関する規定で最も上位のものはフィンランド憲法にあるそれである。憲法である「基本法 (Grundlag)」の第17条では、「自らの言語と自らの文化に対する権利」という標題で以下のように規定されている。

第17条 自らの言語と自らの文化に対する権利

- (1) フィンランドの国語はフィンランド語とスウェーデン語である。
- (2) 個人が有する、裁判所やその他の官公庁において、当事者となる事柄に関し、自らの言語としてフィンランド語またはスウェーデン語を用いる権利は、自らの言語による公文書を得る権利とともに法によって保障される。官公庁は国内のフィンランド語話者とスウェーデン語話者の文化的・社会的需要を同じ原則に沿って満たさねばならない。

- (3) 先住民であるサーミ人、またロマ人や他の民族は自らの言語と自らの文化を保ち、発展させる権利を有する。サーミ人が有する、官公庁においてサーミ語を用いる権利に関する規定は法で定める。手話を用いる者、あるいは障害のため意思の通訳・翻訳補助が必要な者の諸権利は法で守られるものとする。

現行憲法である「基本法」は、2000年から施行されている比較的新しいものである。言語に関する条項はすでに共和国建国当初（1919年）に制定された憲法（「フィンランド政体法 (Regeringsformen för Finland)」）にも存在するが、「基本法」におけるそれははるかに詳細かつ広範囲にわたるものになっている⁷⁾。

フィンランドの言語法制はこの「基本法」第17条に従って形作られている。この規定の基本的理念は、圧倒的な多数派言語であるフィンランド語と少数派言語であるスウェーデン語やサーミ語、あるいは障害者の諸コミュニケーション手段を公平に扱うことにあるので、フィンランドの言語法制は全体に少数派言語を保護するような基本的性格を帯びることになる。言語に関する規定は数多くの法に含まれており、そのどれもが「基本法」第17条に従うものであるが、その中でも、以下に挙げる四つの法は特に言語問題との関わりが大きい。

- 言語法 (Språklag)
- 公務員の言語能力法 (Lag om de språkkunskaper som krävs av offentligt anställda)
- オーランド自治法 (Självstyrelselag för Åland)
- 官公庁におけるサーミ語の使用に関する法 (Lag om användning av samiska hos myndigheter)

「言語法」と「公務員の言語能力法」はもともと同時にフィンランドの法制度に組み込まれた法で、フィンランドの言語法制の中核を担ってきた法である。両者は共に建国当初よりフィンランドの国語とされてきたフィンランド語とスウェーデン語について定める法で、「言語法」は主としてこの両言語の「公用語」としての扱いについて、また「公務員の言語能力法」は「言語法」の運用の観点から公務員⁸⁾の両言語の能力について定めたものである。

「オーランド自治法」は、ほぼ全住民がスウェーデン語話者であり、地理的にもフィンランドから離れた自治地域であるオーランドにおける行政の基本法と言えるもので、

言語に関する規定も含んでいる。また、「官公庁におけるサーミ語の使用に関する法」は公用語としてのサーミ語の扱いについて定めた法である。

ただし本稿では、特定の地域やごく一部の住民のみに関わる規定、あるいは言語法制の運用上の問題のみに関わる規程ではなく、フィンランドの言語法制の基本的な原則について論じるため、特に「言語法」を取り上げることにする。

2.4 先行研究におけるフィンランド言語法制の評価

ところで、フィンランドの言語法制はこれまで我が国ではどのように捉えられてきただろうか。

フィンランドで「言語法」が初めて成立したのは共和国建国後まもない1922年である。そして、これに先立つ共和国建国後の数年間はフィンランド国会において「言語法」の取るべき姿について議論が行われていた。この時期はヨーロッパでも複数の言語の使用に関する法制度を持つ国がまだまだ少なかったことを考えると、これは非常に早いと言うことができる。第一節においても触れたように、日本においてフィンランドの言語法制に対する関心があるのもこうした事情によるところが大きいだろう。

日本におけるフィンランドの言語法制の評価は全体として好意的である。例えば、庄司・吉村(2002: 971)では、「(フィンランド言語法は)それを運用において遵守するフィンランドの行政とともに世界でも最も進んだ言語政策の一つとみなされている」と記述されているし、その他の関連文献においてもフィンランドの言語法制に対する批判的見解は見られない。

さて、2003年に行われた「言語法」の改正については現在のところ日本ではまだ踏み込んだ報告が見られない⁹⁾。そこで以下では2003年の「言語法」改正を中心にして論じていくことにしたい。

3. 「言語法」改正の経緯から見たその問題点

フィンランド「言語法」を取り上げるにあたって、本稿で取りたいのはその改正過程を辿るアプローチである。

現在の日本における言語政策研究の中心は現代における言語政策のあり方に置かれているように思われる。言語政策研究が応用的な、今後の社会があるべき姿を探るような志向性を持った分野である以上、言語政策の現状に関する研究が大多数を占めるのは当然のことだ。しかしその一方で、言語政策の歴史的経緯に取り組む研究の有効性も意識

されるべきではないだろうか。

上述の通り、フィンランドの「言語法」は1922年に初めて成立し、2003年に抜本的改正を受けるのだが、その間、改正が一切行われなかったわけではない。

下の第3表に示すように、2003年までに「言語法」は8回の改正を受けており、2003年の改正が9回目ということになる。改正の内容もさまざまであり、大掛かりな改正が行われた時と軽微な改正に留まった時がある。

1922年	フィンランド言語法制定
1927年	条文一部改正
1934年	条文一部改正
1974年	条文一部廃止 一部改正 一部追加
1981年	条文一部改正
1990年	条文一部追加
1992年	条文一部改正
1994年	条文一部追加
1995年	条文一部改正
2003年	抜本改正

第3表 フィンランド「言語法」改正の経緯

フィンランドの「言語法」が高い評価に値する制度であるとしても、これまでフィンランド社会での運用に全く問題がなかったのであれば、本来、改正の必要はなかったはずである。9回にもものぼる改正を受けてきたということは、80年以上にわたる運用の過程でさまざまな問題点が明らかになったことを意味している。

以下ではそうした問題点の一つとして、各行政区域 (kommun) の言語ステータスの判定方法を取り上げてみたい。

上述の通り、フィンランドにおける言語の分布は地域差が大きい。この状況に対応して、「言語法」では、公用語として用いられるのがフィンランド語であるのか、スウェーデン語である（一言語区域）のか、あるいはその両言語である（二言語区域）のかを10年おきに各行政区域ごとに定めるものと規定している¹⁰⁾。

この原則は1922年に初めて施行された当時すでに「言語法」に含まれていたが、その後の「言語法」にも受け継がれ、2003年の抜本改正以降も用いられている¹¹⁾。ただし公

用語の決定プロセスの詳細には二度変更が加えられている。以下において、具体的な改正経緯の概要を見てみよう。

「言語法」成立当初の規定はおおむね次のようになっていた。

1922年「言語法」第2条の概要¹²⁾

- (1) 各行政区域は一言語区域あるいは二言語区域とする
- (2) 各行政区域が一言語区域であるか二言語区域であるかは、各言語の話者数が人口の10%に達しているかどうかによって認定する
- (3) ヘルシンキ市、トゥルク市、ヴァーサ市は人口に関わらず二言語区域とする
- (4) 二言語区域を含むより上位の地域は二言語地域となる
- (5) 10年ごとに内閣が言語区域の認定を行う
- (6) 二言語区域は少数言語の話者数が人口の8%以下、一言語区域は少数言語の話者数が人口の12%以上になった場合、認定の変更を行う

「言語法」施行から10年以上を経て、1934年にこの規定は改正される。改正においては規定の内容がかなり整理され、以下のように変更された。

1934年「言語法」第2条の概要

- (1) 住民が一方の言語のみを用いる、あるいは少数派言語話者数が人口の10%以下の行政区域は一言語区域とする。少数派言語話者数が人口の10%に達した場合、その行政区域は二言語区域とする
- (2) 同じ言語を用いる複数の行政区域の上位地域は一言語区域とする。二言語区域、複数の異なる言語を用いる行政区域の上位地域は二言語地域とする
- (3) 各行政区域の言語の認定は10年ごとに内閣が行う。二言語区域は少数言語話者数が人口の8%以下になると一言語区域とされる。一言語区域は少数言語話者数が人口の12%以上になると二言語区域とされる

その後、この規定はかなり長い時間を経て、1974年に再び改正されることになる。1934年の改正では内容・構造ともかなり整理する改正が行われていたが、この時の改正では特に内閣の決定権が詳細に規定されることになり、再び1922年当時の規定と同程度の複雑さに達している。

1974年「言語法」第2条の概要

- (1) 住民が一方の言語のみを用いる、あるいは少数派言語話者数が人口の8%以下の区域は一言語区域とする。少数派言語話者数が人口の10%に達するか、3000人に達した場合、その区域は二言語区域とする。
- (2) 同じ言語を用いる複数の行政区域の上位地域は一言語地域とする。二言語区域・複数の異なる言語を用いる行政区域の上位地域は区域ごとに対応する言語を持つとみなす
- (3) 内閣は公的な統計に従い、10年ごとに各行政区域の言語を定める。二言語区域は少数派話者数が人口の6%以下になると一言語区域となる
- (4) 内閣は特に理由があれば地域の要望に従い、10年の間、本来一言語になるべき区域を二言語区域と認定できる
- (5) 行政組織の管轄地域や自治区の境界が変更された場合、その言語は上の各号に従って決定される。その際、内閣は第4号に記された権利を持つ

1974年の改正において採用された制度は2003年の改正以降の「言語法」にも受け継がれている。1922年の成立当初の制度に比較すると、主要な違いとして、ヘルシンキ、トゥルク、ヴァーサの三市の特別な扱いが廃止されたこと、一言語区域と二言語区域の判定基準が人口の10%から8%に引き下げられ（同時に言語ステータス変更の基準は一言語から二言語への場合が12%から10%へ、二言語から一言語への場合が8%から6%へと変更されている）、また、少数派言語話者の総人口に占める比率に関わらず二言語区域となる基準として3000人という絶対的な数字が記されていることが挙げられる。この制度変更は少数派言語であるスウェーデン語の保護を強化するようなものであると言える。同じような傾向は、ここで取り上げたもの以外の改正点についても認められる。

おそらく実際のフィンランドの社会において「言語法」を運用する過程で、問題となる部分が明らかになり、このように少しずつ改正が行われてきたのだろう¹³⁾。とすると、「言語法」がこれまでどのような改正を受けてきたかを探ることは、言語法制について考える上での重要な点を明らかにすることになる。「言語法」の運用上重要になる点のみが問題点になりうるからだ。

こうした意味で、言語政策の現状を検討するだけでなく、過去における言語政策を辿り、そこから将来の言語政策のあり方を考える上で問題になる点を探るようなアプローチも、言語政策研究上有効だと考えたい。

4. 改正内容の分析による言語法制の問題点の明確化

4.1 改正内容の全体的概要

それでは、具体的にフィンランドの「言語法」の改正の検討に入りたい。

紙幅の都合上、1922年以來の改正の全てを取り上げることはできない。そこで、最もアクチュアルであり、かつ、大掛かりであった2003年の改正について述べることにしたい。さらに、この節の後半では、特に二つのトピックを取り上げ、それについて論じることにしたい。以下では、2003年の改正を受けた後の「言語法」を「新言語法」、それ以前の「言語法」を「旧言語法」と呼ぶことにする。

2003年の改正の特徴は、「旧言語法」の内容を多くの点で引き継ぎながらも、それまでの改正のような個別の条文の修正に留まらず、章立てを始め抜本的な改正になっていることである。ここではどのような修正が行われたかについて詳細に記述するスペースがないため、全体的な構成について概観したい。

「旧言語法」は全体が4つの章、26か条から構成されていた。各章の章立ては、第一章 一般的規定¹⁴⁾、第二章 当事者の言語・公文書で用いる言語、第三章 内部公用語¹⁵⁾、第四章 特別規定¹⁶⁾となっていた。

一方、「新言語法」は10章、43か条から構成されている。これは「旧言語法」に比較して、かなり拡大されているとすることができる。各章の表題は、第一章 一般規定¹⁷⁾、第二章 官公庁においてフィンランド語・スウェーデン語を用いる権利、第三章 官公庁における審理言語¹⁸⁾、第四章 公文書・その他の文書での言語、第五章 言語権の保証、第六章 官公庁の作業言語、第七章 法文の言語・一般広報、第八章 言語権の振興と促進、第九章 特別規定¹⁹⁾、第十章 施行規定・経過措置規定となっている。

各章の表題は内容のある程度反映しているので、かなり詳細な事柄について規定するような法に改正されたことが見て取れる。

4.2 言語権保証施策に関する改正

それでは、具体的な改正の内容を検討することにしたい。

全体的な構成が詳細になっただけではなく、「新言語法」には「旧言語法」にはない様々な新機軸が盛り込まれている。ここではフィンランドの言語法制に新たに加えられた側面のうち、現代社会における言語法制について考える上で特に重要であると思われる二つの点について論じることにする。

4.2.1 個人の言語権の保証

重要と考えられる一つの点は、個人の言語権を保障するための強い強制力を持った仕組みが導入されたことである。

フィンランドの「言語法」は、基本的に、官公庁における言語の使用のあり方を定めるための法律である。その意味で、「公用語法」としての性格が非常に強いと言える。

ただし、官公庁におけるコミュニケーションについて考えるときは、そこに常に二つの領域が存在することを意識しなければならない。つまり、官公庁に属する者の間で行われる、「官公庁内部での」コミュニケーションと、官公庁、あるいはそれに属する者と、それには属さない一般の個人との間で行われる「官公庁外部との」コミュニケーションの二種類があるのである。そのため、フィンランドの「言語法」においても、こうした「公用語」使用の二つの領域に配慮した制度が定められている²⁰⁾。

近年重要視されるようになった「言語権」との関連から、官公庁の「外部との」コミュニケーションに関する部分は今後の言語政策に関する議論で重要になってくると思われる。フィンランドでは、すでに改正前の「旧言語法」の段階において、このコミュニケーション領域において個人がその母語を用いる権利が認められていた。

ただし「旧言語法」の規定はごく一般的な内容に留まっており、官公庁と個人の間のコミュニケーションにおける個人の言語権を保障する仕組みが確立していたとはいえないものであった。こうしたコミュニケーションにおける個人の言語権保証に関する責任の所在を明らかにし、より強い強制力を持つ仕組みが導入されたことが「新言語法」の一つの重要な点である。

ここで関連する条文をいくつか挙げてみたい。全て、「言語権の振興と促進」と題された第八章に属する条文である。

第 35 条 言語権振興の施策

(1) 憲法の規定に従い、官公庁は国内のフィンランド語話者とスウェーデン語話者の文化的・社会的需要を同じ原則に沿って満たさねばならない。

(第 2 号省略)

(3) 官公庁は、その活動の際、国の言語文化遺産を管理し、両方の国語の使用を振興するものとする。必要な状況になれば、官公庁は、国語に関わる文化的・社会的需要が満たされるよう特別な措置を取るものとする。

第 36 条 監督と促進

(1) 各官公庁はその活動領域において本法が遵守されるよう監督するものとする。

- (2) 法務省は本法の施行状況と適用状況を監督し、国語に関わる法について提言を行う。必要な場合、法務省は確認された不備を是正するその他の措置を自発的にとるものとする。

第 37 条 言語法適用状況に関する報告

- (1) 内閣は国会の任期ごとに、政府施策についての報告に付して、国会に対して言語法の適用状況、言語権実現の実態、そして必要な場合、その他の言語に関する状況について報告するものとする。

(第 2 号省略)

第 35 条は憲法第 17 条の条文と一部重なる規定だが、国語であるフィンランド語とスウェーデン語に関して、官公庁に対してその話者の言語権を保証するだけでなく、それを推進する義務を課している。また、第 36 条では言語問題に関して、単に一般的に政府に対して言語法の遵守を求めるだけに留まらず、特に法務省に監督義務を負わせている。さらに、第 37 条では、内閣が定期的に国会に対して言語法の実施状況について報告することが定められている。

これらの規定はどれも「旧言語法」には含まれなかったものである。現在に至るまで「言語法」に罰則規定が盛り込まれたことはない²¹⁾ため、「言語法」の持つ強制力には限界があることは確かだが、それでも「新言語法」の規定は「旧言語法」に比べれば強制力の点でかなり前進していると言うことはできるだろう。

4.2.2 民間セクターにおける言語権の保証

2003 年のフィンランド「言語法」改正に関してもう一つ重要な点として指摘できるのは、言語権の保証が官公庁以外の場においても求められるようになったことである。

「公用語」という概念は本来、官のセクターにおける言語使用に関わるものである。民間のセクターにおける言語使用に関わる法的な規制についてはあまり例がない²²⁾。フィンランドの「新言語法」でどのような規定になっているのか、実際の関連する条文を見てみよう。それらは第七章「法の言語・一般広報」に含まれる条文である。

第 32 条 官公庁の広報

- (1) 二言語が併用される行政区域での官公庁の一般向け広報はフィンランド語・スウェーデン語で行われるものとする。個人の生命・健康・安全と財産・環境に関する重要な広報は全国的に両方の国語で行われるよう担当各省が留意するものとする。

(2) 二言語が併用される官公庁の布告・公告・掲示およびその他の一般向け広報はフィンランド語・スウェーデン語の両方で行うものとする。

(第3号省略)

第33条 標識・地名・公共交通機関

(1) 国際的な慣習によって外国語のみを用いるのでない限り、二言語が併用される行政区域において一般向けに官公庁が設置する標識・交通標識、その他の掲示の文言はフィンランド語・スウェーデン語の両言語を併用するものとする。

(第2・第3・第4号省略)

第34条 製品情報

法の定めによって、製品上に商慣習によって与えられた製品名・製品情報・使用方法についての説明、あるいは警告文を記載する必要がある場合、一言語区域で販売される製品については少なくともその行政区域で用いる言語、二言語区域で販売される製品については少なくともフィンランド語とスウェーデン語で製品上に文言が書かれるものとする。本条に関わるような情報の記載においてはフィンランド語とスウェーデン語は同等に扱われるものとする。

第32条と第33条は、厳密には官公庁における言語使用ではないが、官公庁と一般の個人との間で行われるコミュニケーションの一種であると言える広報や標識類に関わる規定である。その意味で、この二つの条文は純粋な民間セクターにおける言語使用を規制するものではなく、官のセクターと民間セクターの両方に関連する言語使用についてのものであると言えるだろう。しかし第34条は商標など、製品に関する情報に関わる条文であり、企業と消費者の間という、純粋な民間セクターにおいて完結するコミュニケーションに介入するような規定である。

いずれにせよ、ここに挙げた三つの条文では、二言語併用区域の、しかもごく限定されたコミュニケーションの形式のみに限られてはいても、官公庁以外の場におけるフィンランド語・スウェーデン語両言語の使用が促進されているといえることができる。これもまた「旧言語法」には見られなかった部分であるが、言語を用いるコミュニケーションは言うまでもなく官公庁のようなところだけでなく、社会全体を場として行われることを考えると、言語権保証の促進にかなり有効な仕組みであるといえることができる。少数派言語の言語権保証の促進は多数派言語の言語権の抑制に直結するため、民間セクターにおいては慎重に進められるべきだが、現在のフィンランドの状況ではこうし

た規定は有意義なものであると言える。

5. 結び

前節で論じたことから、2003年におけるフィンランドの「言語法」改正が求めていることの一つは、言語権をより強力に保証する社会の実現であると言えるだろう。

現在はかなり下火になっているが、2000年以来、日本国内でも言語法制に関する議論が進行中である。言語法制を有する他の諸国との比較や、日本におけるそうした制度の可能性に関する議論は今後さらに必要性が増してくるだろう。その際、長い運用実績を持つフィンランドの言語法制のこれまでの経緯や現状から学ぶことができることは多いと言える。

注

¹⁾ 本稿は筆者が日本言語政策学会第四回大会で行った口頭発表『「言語に寛容な社会」へーフィンランド言語法改正の一視点ー』に加筆修正を加えたものである。なお、本稿の論述の基となる資料としては2003年版フィンランド共和国現行法規(スウェーデン語版: Y. Strömsholm 編 *Finlands lag 2003*)を使用した。本稿における原語指示は原則的にスウェーデン語によっている。

²⁾ 個々の文献名を挙げることはここでは控えるので、稿末の参考文献一覧を参照されたい。

³⁾ 詳細については Latomaa / Nuolijärvi (2002: 113) を参照。

⁴⁾ この資料は同庁ウェブサイト (<http://www.stat.fi>) から採取した。

⁵⁾ 我が国では近年「公用語」について盛んに議論されているが、その概念が明確に定義されないまま議論が行われているケースが多く見られる。本稿では、田中(2002)と同様の立場に立ち、「公用語」をあくまで官公庁で用いられる言語と定義したい。

⁶⁾ 言語の関連から見たフィンランドの社会史的状況については特に Reuter (2004) における記述を参考にした。

⁷⁾ フィンランドの現行憲法と共和国成立当初の憲法における言語条項を比較した場合に浮かび上がるもう一つの大きな違いは、ロマニー語や手話などの扱いである。これについては稿を改めて論じたい。

- 8) ただし、この法は大学卒業資格が必要とされる職種、言わば「上級公務員」に限られて適用されるものであることを指摘しておきたい。
- 9) これは日本国内に限ったことではない。現在までに著されたフィンランドの言語状況に関する最も詳細な報告は Latomaa / Nuolijärvi (2002) であるが、そこにおいても「言語法」の改正問題については詳しく触れられていない。
- 10) この点については吉田 (2001a)、吉田 (2001b)、庄司・吉村 (2002) なども参照。
- 11) これは1922年当初の「言語法」では第2条、2003年に改正された「言語法」では第5条に当たる部分である。
- 12) 以下の条文概要での各項目は原文における各号に対応する。
- 13) 各々の改正法案にはどれもフィンランド政府による提出趣意書が付されており、どの改正においても時代状況へ対応しようと配慮がなされていることがわかる。
- 14) この部分は「言語法」の適用範囲などの定義に充てられている。
- 15) これはいわゆる「作業言語」に当たる概念である。下記註20参照。
- 16) この部分は軍隊・法文・外交機関などでの運用に関する規定や施行規定などに充てられている。
- 17) この部分は「言語法」の目的・適用範囲などの定義に充てられている。
- 18) これは係争時に使用される言語を指す概念である。
- 19) この部分は軍隊・外交機関などでの運用に関する規定に充てられている。
- 20) 前者は「作業言語」と呼ばれることもある。フィンランド「言語法」はこの二つの領域において用いられる言語を「内的公用語」と「外的公用語」として区別している。
- 21) ちなみに、「言語法」の罰則規定を求める声はスウェーデン語メディアにおいて時々見られることがある。
- 22) 言語法制のあり方は具体的には国ごとの違いが非常に大きい。一例を挙げると、シンガポールでは、フィンランド同様、憲法により一つの言語を国語、四つの言語を公用語と規定している。ただし民間セクターにおける言語使用に関する法的規制はやはりない。

参考文献

- 庄司博史・吉村博明 (2002) 「フィンランド言語法」 『世界民族問題事典』 松原正毅他 (編) 平凡社 p. 971
- 田中克彦 (2002) 「公用語」 『世界民族問題事典』 松原正毅他 (編) 平凡社 p. 404
- 吉田欣吾 (2001a) 「フィンランドにおける言語的少数派と言語権保障」 『東海大学

紀要 文学部』 第 75 輯 pp. 33-52

吉田欣吾 (2001b) 「フィンランドにおける言語権 —スウェーデン語系住民とサーミ人—」『汎バルト海・スカンジナビア国際学会誌』 10 pp. 45-64

Latomaa, Sirkku / Nuolijärvi, Pirkko (2002) “The Language Situation in Finland”. *Current Issues in Language Planning* 3 pp. 95-202

Reuter, Mikael (2004) “Finska språkets ställning i det svenska riket”.
<http://finnpro2000.netfirms.com/Fstallning.htm>

(筑波大学大学院人文社会科学研究科現代文化公共政策専攻)